

## 日産ゴーン氏の有報虚偽記載について

小島 秀樹

2011年3月期から2018年3月期の8年間のゴーン元会長の取締役としての報酬につき、有価証券報告書(有報)上、合計78億9100万円が開示されてきた。平均して各年度10億円弱である。受け取っていない同期間中の合計90億円を退任後に受取ろうとゴーン氏は画策してきたらしい。検察はこの90億円分を各年の有報に記載しなかったことを捉え、虚偽記載罪が成立すると一部の起訴に踏み切った。会社法上、取締役の報酬は株主総会の承認決議を要する。有報によると、日産は「平成20年6月25日開催の第109回定時株主総会の決議により年額29億9000万円以内」を全取締役報酬合計の確定額金銭報酬としている。上限の範囲で、毎年の全取締役の報酬総額を決議する限り有効な決定となる。最高裁判例では、取締役会に各取締役への配分額決定を委ねることを会社法上有効としている。日産は今年の実績は更に代表取締役会長ゴーン氏に、各取締役への配分を委ねていた。ゴーン氏の画策とは、毎年二種の文書を作ってきたことを言う。一つは報酬合意文書で、受取分約10億と先延ばしされた分約10億円を記載しており、ゴーン氏署名と秘書室幹部の署名がある。もう一つは退任後の支払方法の文書で、コンサルティングや競業避止名目を記載している。ゴーン氏の他、ケリー前代表取締役と西川社長の署名がある。要するに支払延期された90億円は日産内部に留まっており、損益計算書にも貸借対照表にも記載されていない。将来の支払リスクへの引当金も計上されていない。財務上は先延し分90億円につき、確定債務と認識されていなかったと考える。ゴーン氏が一人で各取締役への配分額の決定権限を持っていたらしい。社内文書で「支払延期分」として約10億円を毎年認識していたので、支払延期額を受取りたかったことは間違いない。しかし有報記載義務があると言う為には、法的な支払義務を各年度毎に確定債務として日産が負担している必要があると思う。有報の目的は投資家に対し日産の正確な財務状況を知らせることにある。確定債務ではない希望

額を有報に記載させるのは、投資家に間違った情報を与えることになる。本人の願望を文書化する事自体、確定債務でないことの有力な証左に思える。そもそも何れの文書もゴーン氏は現職の取締役である以上、自己と会社間の取引に当たり、利益相反の関係になり、取締役会の承認無しには契約としての有効性は否定される。単なる備忘録の意味しかない。検察の主張によると、日産は未払い分 90 億円につき確定債務として支払い義務を負っていることになる。ゴーン氏は今後いつでもこの金額を受取る法的権利があることになる。私の見方では、90 億円はゴーン氏が将来受け取ることを画策していただけで法的請求権は無い。当然有報の虚偽記載にもならない。氏が未払い分を受け取る希望を持っていても、支払うまで氏自身又はその後継者又は取締役会はいつでも(1)額も(2)支払うか否かも決断できる。氏の希望を全否定しても日産は何ら将来に亘って法的責任はない。この様な場合、氏の願望や意図を捉え、決定権限が氏にある事を理由として支払い延期された額を確定債務と見ることはできないのではないか。法の規定が明確に有報記載の要件を定めていない以上、刑事法は罪刑法定主義に基き、厳格解釈を原則とする。即ちゴーン氏は無罪である。